

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 26 日

石川県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和 6 年能登半島地震に係る医療機関入院患者の要介護認定区分等  
に関する情報提供について（周知）

今般の令和 6 年能登半島地震に係る避難所若しくは被災地域における自宅等（以下「避難所等」という。）で生活されている又は医療機関等に入院されている被災高齢者等の要介護認定区分、受給者番号、要介護認定及び要支援認定の有効期間、負担割合及び負担限度額等を当該避難所等の運営責任者等又は医療機関等において把握が困難な場合に、必要な介護サービスを迅速に提供する観点から、別紙のとおり、国民健康保険中央会及び石川県国民健康保険団体連合会に情報提供の協力依頼をしておりますので、御了知いただくとともに、貴管下の市町村へ周知をお願いいたします。

事務連絡  
令和6年1月26日

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
石川県国民健康保険団体連合会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震に係る医療機関への情報提供について  
(協力依頼)

今般の令和6年能登半島地震に係る避難所若しくは被災地域における自宅等（以下「避難所等」という。）で生活されている又は医療機関等に入院されている被災高齢者の要介護認定区分、受給者番号、要介護認定および要支援認定の有効期間、負担割合及び負担限度額（以下「要介護認定区分等」という。）を当該避難所等の運営責任者等又は医療機関等において把握が困難な場合に、必要な介護サービスを迅速に提供する観点から、下記についてご協力をいただきますようお願いいたします。

記

令和6年能登半島地震に係る被災高齢者の要介護認定区分等の情報の照会を、避難所等又は医療機関等から受けた場合、照会のあった避難所等又は医療機関等に当該情報を提供していただくようお願いいたします。

なお、当該情報の提供について、あらかじめ本人の同意を得ることを原則としておりますが、本人の同意を得ることが困難な場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）との関係では、同法第27条第1項第4号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」等に該当するものと整理しております。

※上記整理は個人情報保護委員会事務局からの助言を受けて作成したものです。

以上